

介護保険負担限度額認定の申請に必要なもの

※1.~4.を揃えて、申請してください。詳しくは、下記の説明をご覧ください。

1. 介護保険負担限度額認定申請書
2. 本人と配偶者の全ての預貯金等証書の写し
3. 被保険者の本人確認書類
4. 代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合のみ）

1.介護保険負担限度額認定申請書

2.本人と配偶者の全ての預貯金等証書の写し

『被保険者本人』と『配偶者（世帯が別の配偶者や内縁関係の配偶者を含む）』の預貯金通帳や預金証書などの資産すべてについて、コピーの提出が必要です。

《申告が必要なもの》

種類	確認方法
預貯金（普通・定期・積立）	通帳や証書の写し
有価証券（株、JAや森林組合等の出資金など）	証券会社や銀行の口座残高または証書の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書など

《預貯金等の写しについて》

○預貯金通帳は、必ず各金融機関にて最新の記帳をしてからコピーし、ご持参ください。

提出が必要なページは下記の①~③です。また、一冊の通帳に定期預金や積立預金の記帳もある場合は、そのページもコピーをしてください。

- ① 「銀行名」・「支店名」・「口座番号」・「口座名義」の分かるページ
- ② 最終の残高が分かるページ
- ③ 年金受取口座については、年金が入金されたことが確認できるページ

○添付書類はなるべくA4版の用紙にコピーし、申請書と添付書類をクリップ止めのうえ提出してください。

○市役所高齢福祉課または各支所で申請する際に、必要な部分を確認しながらコピーをとることもできます。希望される場合は、申告に必要な書類の原本を持参し、窓口にてお申し出ください。

裏面もご確認ください

3.被保険者の本人確認書類

4.代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合のみ）

①被保険者の本人確認書類として、顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点の提示が必要です。

また、代理人（家族、ケアマネージャーなど）が申請する場合も、被保険者と代理人の本人確認書類の提示が必要になります。

✿顔写真つき証明書の例：

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書など **いずれか1点**

✿顔写真なし証明書の例：

介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証など **2点**

②法定代理人（成年後見人など）の場合、登記事項証明書などの提示が必要です。
あわせて、法定代理人の本人確認書類の提示が必要です。

※①・②とも郵送による申請の場合は、写しでも可

問い合わせ先

〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所高齢福祉課 介護保険管理係

Tel.0893-24-1714 Fax0893-24-0961